

山口県報

平成19年
1月19日
(金曜日)

目 次

告示

- 一 民有林の地域森林計画の公表（森林企画課）……………
- 一 民有林の地域森林計画の変更の公表（三件）（森林企画課）……………
- 二 保安林予定森林（森林整備課）……………
- 二 指定施業要件の変更予定保安林（周南市）（森林整備課）……………
- 三 土地収用法の規定に基づく事業の認定（監理課）……………
- 四 国土調査の成果の認証（地域政策課）……………
- 四 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（県民生活課）……………
- 四 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取（六件）（商政課）……………
- 六 公共測量の実施の終了（監理課）……………
- 六 一般競争入札の実施（物品管理課）……………



山口県告示第十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、岩徳森林計画区に係る民有林について、平成十九年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの期間における地域森林計画をたてたので、次の要領により公表する。

平成十九年一月十九日

山口県知事 二井 関 成

一 地域森林計画の内容

二 縦覧に供する岩徳森林計画区に係る地域森林計画書のとおり

二 縦覧の場所
山口県農林水産部森林企画課、山口県岩国農林事務所、山口県田布施農林事務所及び山口県周南農林事務所

山口県告示第二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項及び第三十九条の四第一項の規定により、山口森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、次の要領により公表する。

平成十九年一月十九日

山口県知事 二井 関 成

一 地域森林計画の変更の内容

縦覧に供する山口地域森林計画変更書のとおり

二 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県山口農林事務所及び山口県美祢農林事務所

山口県告示第二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項及び第三十九条の四第一項の規定により、豊田森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、次の要領により公表する。

平成十九年一月十九日

山口県知事 二井 関 成

一 地域森林計画の変更の内容

縦覧に供する豊田地域森林計画変更書のとおり

二 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県下関農林事務所及び山口県長門農林事務所

山口県告示第二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項及び第三十九条の四第一項

の規定により、萩森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、次の要領により公表する。

平成十九年一月十九日

山口県知事 二井 関成

一 地域森林計画の変更の内容

縦覧に供する萩地域森林計画変更書のとおり

二 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県山口農林事務所及び山口県萩農林事務所

山口県告示第二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成十九年一月十九日

山口県知事 二井 関成

一 保安林予定森林の所在場所

岩国市周東町瀬越字忠代六一八、六二八、六三二の一、六三四の一、六三四の二、六五六の一、六五六の二、六六一の一、六六一の二、六六四、六六五、六七〇、字空山六三六の一、字音石六五七、二八六六の三、周東町祖生字下入の二六四六、二六五〇、二六五二の一、二六五二の二、二六六四、二六六五、二六六七、二六六八、字下入野五四七〇から五四七三まで、五四七四の一から五四七四の五まで、五四七五から五四七七まで、五五〇二、五五〇四
柳井市柳井字甲ヶ谷三三五一の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 岩国市周東町瀬越字忠代六六四・六六五・六七〇・字音石六五七・二八六六の三・周東町祖生字下入の二六五二の一・二六六七・二六六八・字下入野五四七四の一・五五〇二・五五〇四（以上一筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 柳井市柳井字甲ヶ谷三三五一の一（次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種の次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

平成十九年一月十九日

山口県知事 二井 関成

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

周南市大字大潮字松唐五六の一三から五六の二六まで、字ナメラテ二六八、二六九、字大畠二七〇の一、二七一の三、二七二の三、大字巢山字中清涼寺一九〇二、一九〇六から一九〇九まで、一九一二から一九一六まで、一九一九から一九二一まで、字清涼寺二七〇六、字上ノ原二七一六の二
保安林として指定された目的
水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 周南市大字巢山字中清涼寺一九〇二、一九一五、一九一六、字上ノ原二七一六の二
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市経済部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

周南市大字大潮字大平九二、九一四、一五三二・一五三五(以上二筆)について次の図に示す部分に限る。)、一五三七、一五三八、大字巢山字田床三三九二、三三九

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

周南市大字大潮字大平九二・九一四(以上二筆)について次の図に示す部分に限る。)、一五三二、一五三五、一五三七・一五三八(以上二筆)について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市経済部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二十五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成十九年一月十九日

山口県知事 二井 関 成

一 起業者の名称

萩市

二 事業の種類

椿南地区農業集落排水事業

三 起業地

(一) 収用の部分

萩市大字椿字長羅及び字上青海地内

(二) 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

(一) 法第二十条第一号関係

椿南地区農業集落排水事業(以下「本件事業」という。)(は、法第三条第三十一号に掲げる施設に関するものである。

(二) 法第二十条第二号関係

本件事業の起業者である萩市は、農業集落排水事業特別会計により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

(三) 法第二十条第三号関係

ア 本件事業の施行により得られる利益は、生活雑排水の河川及び農業用水路への流出を防止すること並びに生活雑排水による水質汚濁に起因する農業被害及び環境被害を解消することにより、農村における生活環境を改善することである。
イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業により設けられる農業集落排水処理施設(以下「本件施設」という。)(から処理水が排出されること及び本件施設を整備することにより周辺環境が影響を受けることである。しかし、本件施設が法律で定める基準を満たす処理能力を有する施設であること並びに起業者の調査によれば起業地の周辺において起業者が保護のための特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境に与える影響は、軽微なものであると考えられる。

ウ 本件事業の起業地は、生活雑排水の集水が容易であること等を条件として、三案について比較検討した上で選定されている。

エ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。

オ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

(四) 法第二十条第四号関係

本件事業は、生活雑排水の河川及び農業用水路への流出を防止するとともに生活雑排水による水質汚濁に起因する農業被害及び環境被害を解消するため早急に実施されるべき事業であることから、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであると認められる。

五 起業地を表示する図面の縦覧場所
萩市上下水道部下水道建設課



(二〇) 国土調査の成果の認証
国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。
平成十九年一月十九日

山口県知事 二井 関 成

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
豊田町	平成十三年六月五日から平成十五年三月三日まで	豊田町地籍図 豊田町地籍簿	大字宇内及び大字金道の各一部

二 認証年月日
平成十九年一月十九日

(二一) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成十九年三月五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十九年一月十九日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日
平成十九年一月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人熊毛清風会
代 表 者 の 氏 名 村上 秀夫
主たる事務所の所在地 周南市大字清尾三一三番地

(二二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成十八年八月二十二日山口県公告（四四五）に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。
当該意見は、平成十九年一月十九日から同年二月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
平成十九年一月十九日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 湯田ファッションモール
所在地 山口市幸町四四二

二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(二三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成十八年九月八日山口県公告（四七八）に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年一月十九日から同年二月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。
平成十九年一月十九日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジグラン宇部
所在地 宇部市明神町三丁目の一
二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 パルティ・フジ西宇部
所在地 宇部市大字際波一三二の一
二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(二四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年九月八日山口県公告(四七九)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年一月十九日から同年二月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年一月十九日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク大内店
所在地 山口市大内矢田九一〇の一
二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 フジグラン山口
所在地 山口市黒川三七四三の三
二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(二五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年九月八日山口県公告(四八〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年一月十九日から同年二月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市農林経済部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年一月十九日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 パルティ・フジ南岩国(B敷地)
所在地 岩国市南岩国町三丁目八〇三の一
二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 パルティ・フジ南岩国(A敷地)
所在地 岩国市南岩国町三丁目七二九の一
二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 フジグラン岩国
所在地 岩国市麻里布町二丁目七二の五
二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(二六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年九月八日山口県公告(四八二)に係る大規模小売店舗について次のとおり柳井市

から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年一月十九日から同年二月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年一月十九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 パルティ・フジ柳井
所在地 柳井市柳井四六八七の一
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(二七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年九月八日山口県公告(四八五)に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年一月十九日から同年二月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市環境経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年一月十九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 サンパークおのだ
所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(二八) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、山口市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成十九年一月十九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 作業の種類
公共測量(出来形確認測量)
- 二 作業の地域
山口市矢原町
- 三 作業の期間
平成十八年五月二十九日から同年十二月二十七日まで

(二九) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十九年一月十九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 入札に付する事項
次に掲げる物品等の購入
(一) 物品の名称及び数量
ネットワークパソコン 二百九十三台
(二) 物品の特質等
入札説明書及び仕様書による。
(三) 納入期限
平成十九年三月三十日
(四) 納入場所
山口県地域振興部情報企画課
- 二 入札参加資格
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。
(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業

務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十七年山口県告示第三百七十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成十八年山口県告示第六十二号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

- 三 契約条項を示す場所
山口市滝町一番一号 山口県出納局物品管理課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付
山口県出納局物品管理課において交付する。

- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 提出場所
山口県出納局物品管理課
- (三) 受領期限
平成十九年二月二十八日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成十九年三月一日午前十一時)
- 六 入札を執行する場所及び日時
(一) 場所
山口市滝町一番一号 山口県出納局物品管理課第二入札室

- (二) 日時
平成十九年三月一日午前十一時
- 七 入札保証金
免除する。
- 八 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者
山口県知事 二井 関成
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否
要
- (四) 契約保証金
免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県出納局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県出納局物品管理課(電話〇八三一九三三三九六〇)に問い合わせる。

十一 Summary

- (1) Branch office in charge of contract: Office Supplies Division, Treasury Bureau, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Name and quantity of the products to be purchased: Network personal computers 293 sets
- (3) Delivery period: March 30, 2007
- (4) Delivery place: Information Technology Planning Division
- (5) Section in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Treasury Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3960)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., February 28, 2007
(In case of bringing a tender: 11:00 A.M., March 1, 2007)

平成十九年一月十九日発行

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）